

消費税の仕組みとインボイス制度への対策

令和4年2月3日(木)

三田薫税理士事務所

三田 薫

目次

	ページ番号
1. 消費税の基本的な仕組み	1
2. インボイス制度が導入されることとなった理由	3
3. 免税事業者への影響	5
4. 登録手続き	6
5. 簡易課税制度とは	8
6. 適格請求書の記載事項	11
7. 適格請求書発行事業者の義務	12
8. インボイスがない取引についての経過措置	14
9. 適格請求書発行事業者の登録の取消とその効力	15

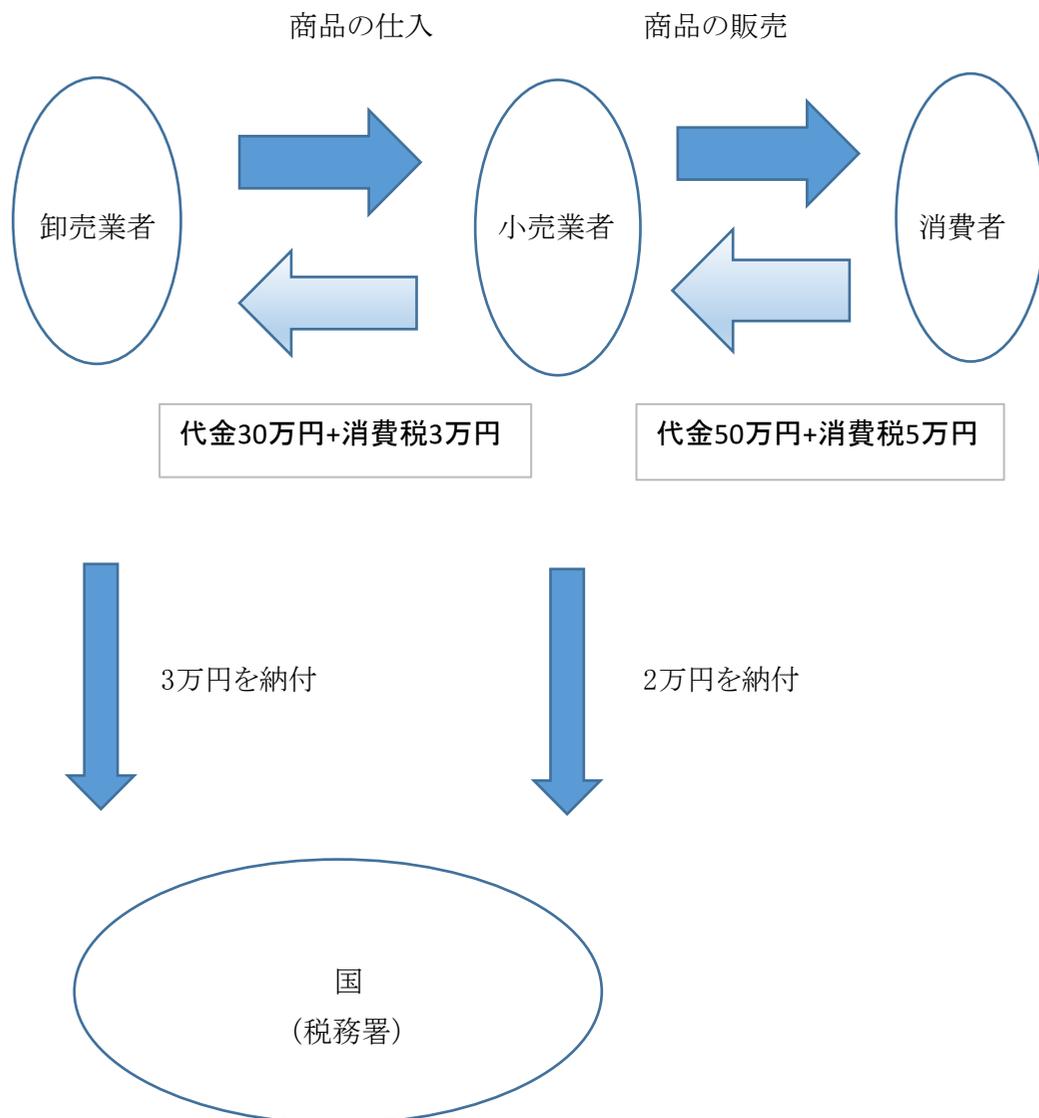
1. 消費税の基本的な仕組み

(1) 消費税とは

- 消費税とは、物の販売や貸付、サービス等に対して課される間接税
- 国税7.8%地方税2.2%の計10% (軽減税率商品は国税6.24%地方税1.76%の計8%)
- 「預かった消費税」 - 「支払った消費税」 = 「納付額」

例えば、家具の小売業者が、50万円で家具を消費者に販売した場合、小売業者は消費者から55万円を受領し、5万円を税務署に納付することになるかというところではありません。

小売業者は、家具を卸売業者から仕入れる際に、卸売業者が上乗せした消費税3万円を支払っているので、預かった5万円から、支払った3万円を差し引いた2万円を税務署に納付することになるのです。



※消費税は、消費者が負担する税金

(2) 消費税はどういった取引にかかるのか

1. 課税の対象

①国内取引の場合

- | |
|---|
| (1) 国内 において行うものであること
(2) 事業者が事業として 行うものであること
(3) 対価を得て 行うものであること
(4) 資産の 譲渡 、資産の 貸付け 、 役務の提供 であること |
|---|

②輸入取引の場合

- ・保税地域からの課税貨物の引き取り

2. 不課税取引

上記4つの要件を満たさない取引

例えば、

- ①**給与、賃金**
- ②寄附金、祝金、見舞金、**補助金**等
- ③無償による試供品や見本品の提供
- ④**保険金**や共済金
- ⑤株式の配当金やその他の出資分配金
- ⑥資産を廃棄したり、盗難や滅失があった場合
- ⑦心身又は資産について加えられた損害の発生に伴い受ける損害賠償金

3. 非課税取引

4つの要件は満たしているけれど、消費税を課すことが適当ではない取引が、非課税取引として限定列挙されています。

①**土地の譲渡**及び**貸付け**

- ②有価証券、有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡
- ③**利子**を対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け及び**保険料**を対価とする役務の提供
- ④郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡、物品切手等の譲渡
- ⑤**国、地方公共団体等**が、法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供
- ⑥公的な医療保障制度に係る**療養、医療、施設療養**又はこれらに類する資産の譲渡等
- ⑦介護保険法の規定に基づく、**居宅・施設・地域密着型介護サービス費**の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等
- ⑧**住宅の貸付**

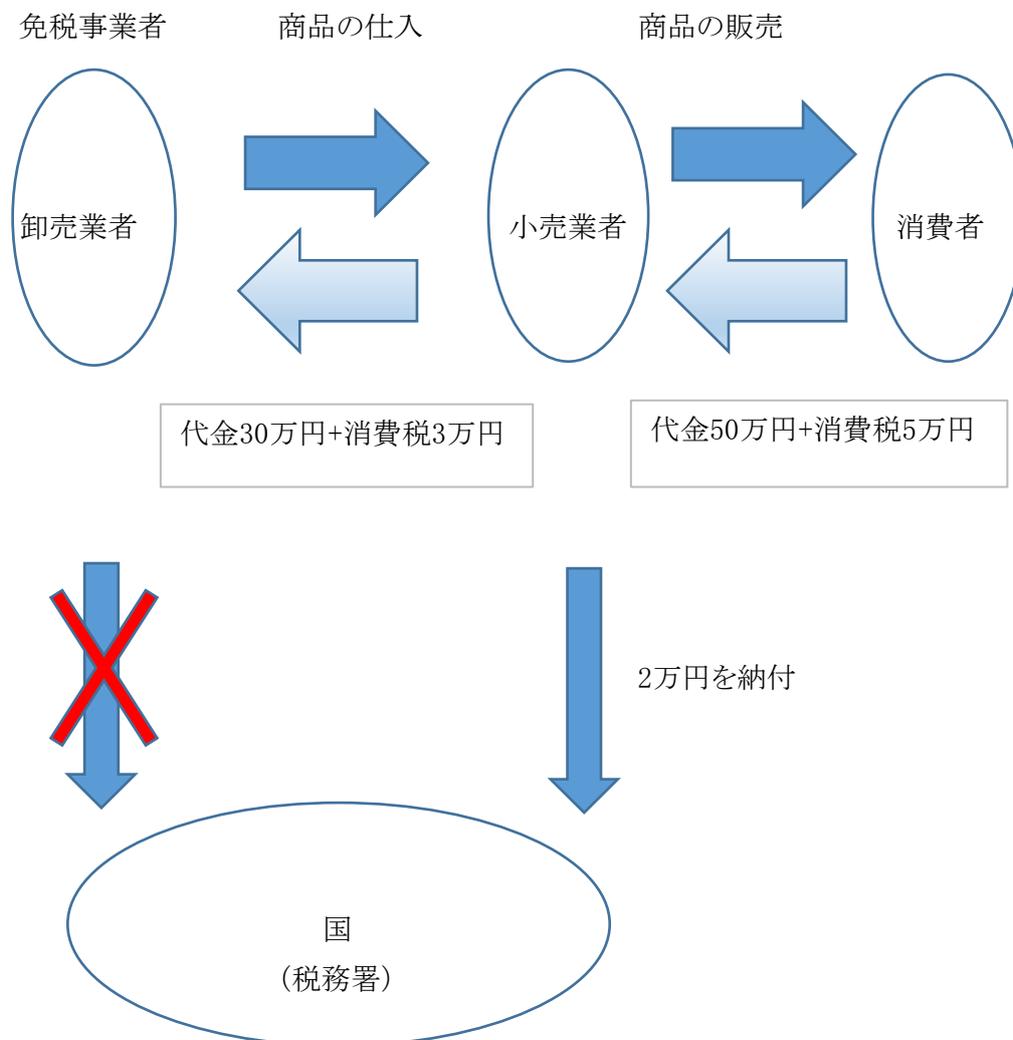
2. インボイス制度が導入されることとなった理由

(1) 従来の仕組みの問題点

これまで、インボイス制度を採用してこなかった日本では、仕入の相手先が実際に消費税を納付しているか否かに関わらず、取引の性質が課税取引であれば、売上にかかる消費税から、仕入にかかる消費税を控除することができました。

納税義務のない免税事業者からの仕入についても、消費税が課税されているものとみなして、仕入税額控除を認めることとしてきたのです。

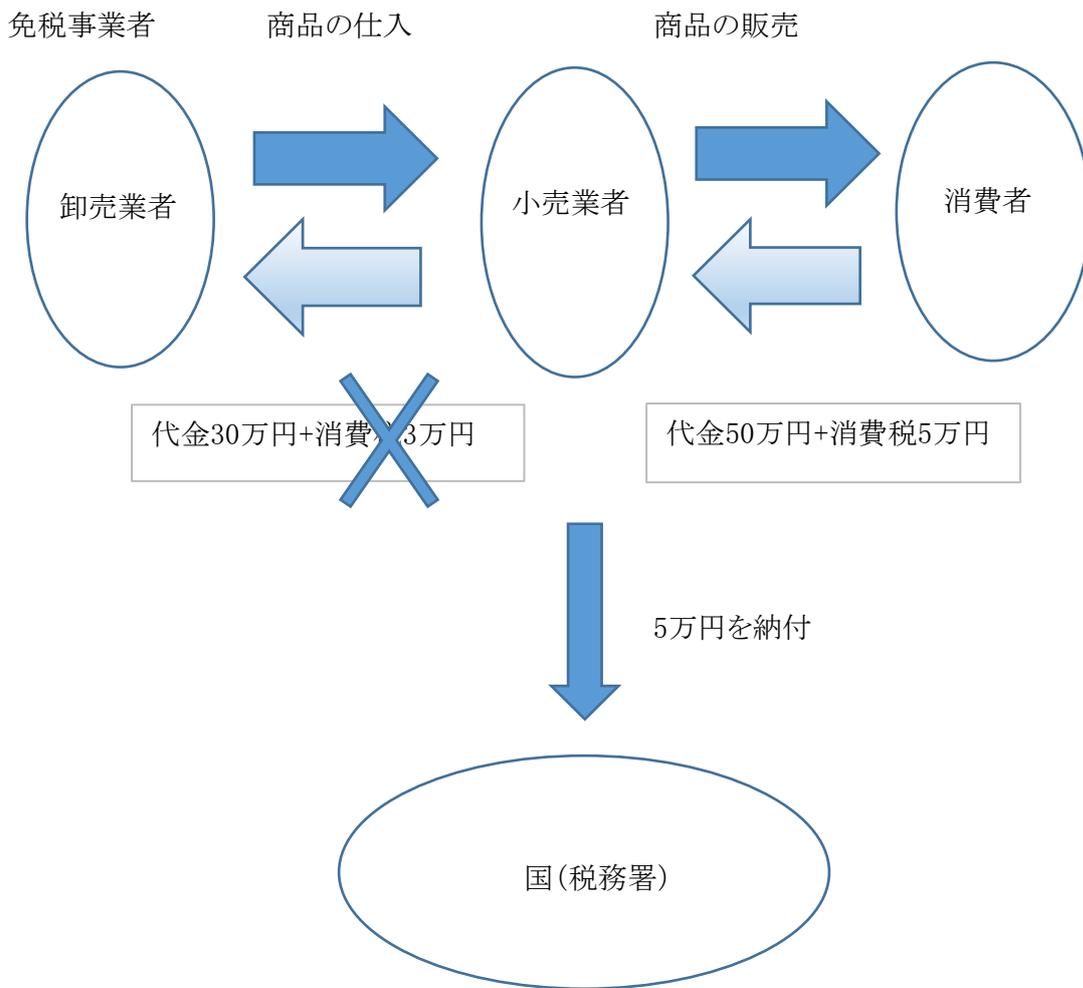
それによって、消費者が負担する消費税が国に納付されず、事業者のもとに利益として残ってしまうという「益税問題」が起こっていました。



結果的に、消費者の負担した5万円の消費税のうち、3万円は卸売業者の利益として残ります。
⇒この問題を解消するために導入されたのが、「インボイス制度」

(2)インボイス制度では

インボイス制度導入後は、仕入先から、インボイス(適格請求書等)をもらえないと、仕入税額控除をとることができません。つまり、仕入先が、実際に消費税を納付している事業者でないと、売上にかかる消費税から、仕入にかかる消費税(分)を差し引くことができないのです。



インボイス(適格請求書等)は、「仕入先が納税したことを証明する書類」です。

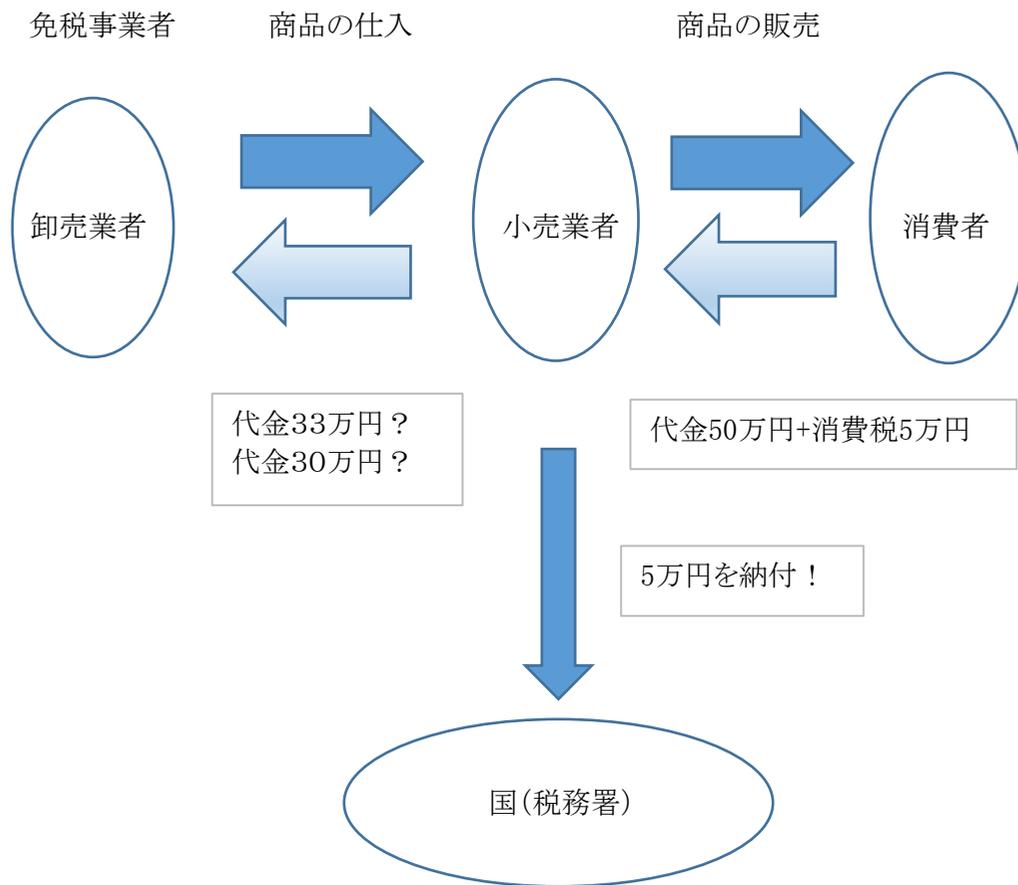
インボイスで確認できた消費税のみ、仕入税額控除の対象とすることで、消費者が負担した消費税が、事業者の懐に残ることなく、確実に国に納付されることになります。

これが、インボイス制度が導入されることとなった理由です。

3. 免税事業者への影響

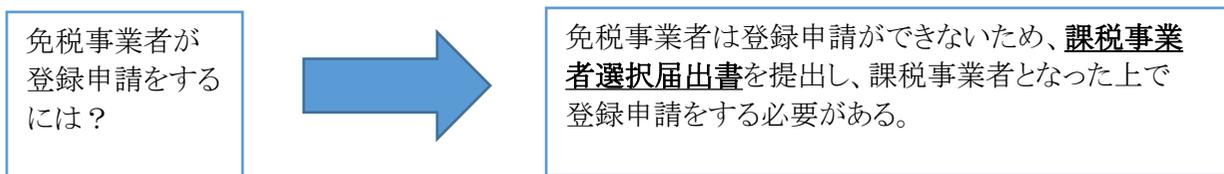
免税事業者は、インボイスを発行することができません。

これまでは、免税事業者からの仕入でも、仕入税額控除をとることができたのですが、インボイス制度導入後は、「インボイス」がないと仕入税額控除の対象とすることができないため、免税事業者から仕入れると、課税事業者から仕入れるよりも、仕入側では納付する税額が増えることになります。



結果、取引先の選別が起こって、免税事業者との取引を避ける事業者が出てきたり、あるいは、免税事業者の取引先に値下げを要請する事業者が出てくる可能性があります。

そこで、取引先との関係から、インボイスの登録申請をする事業者が増加することが見込まれます。



4. 登録手続き

(1) インボイス制度の導入時期

インボイス制度は、令和5年10月1日からスタートします。

令和5年10月1日以降の取引については、原則として、「**適格請求書発行事業者**」から交付を受けたインボイスの保存が、仕入税額控除の要件となります。

(2) 適格請求書発行事業者になるには、

「適格請求書発行事業者の登録申請書」

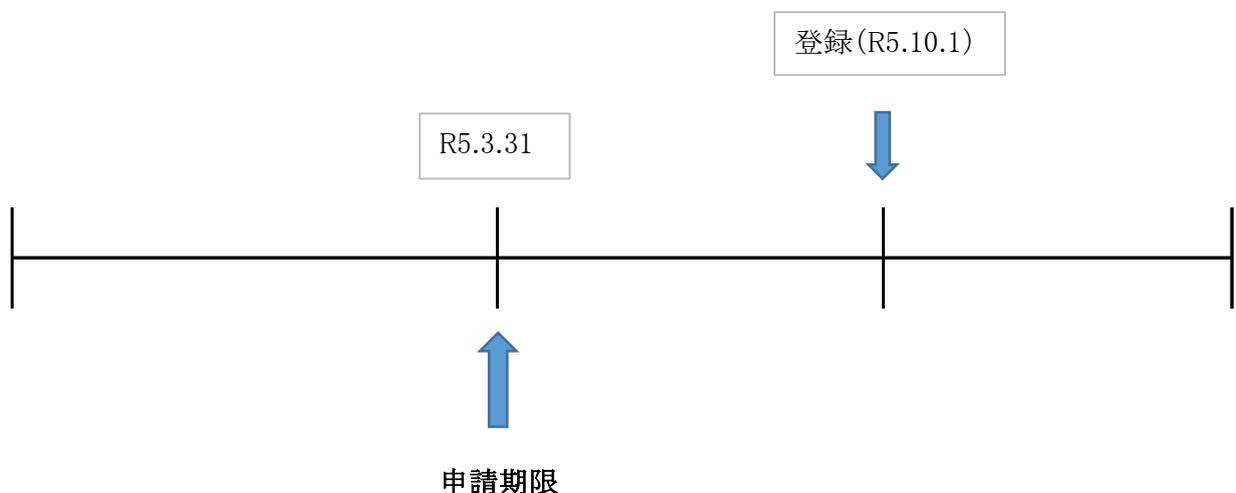
を納税地の所轄税務署長に提出して、登録を受ける必要があります。

登録をした上で、適格請求書に記載すべき事項を確認し、要件を満たす形式の請求書を発行する必要があります。

(3) 適格請求書発行事業者の登録期間

適格請求書発行事業者の登録は、令和3年10月1日から、申請受付が開始されています。

令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」になろうとするときは、**令和5年3月31日**までに、登録申請書を提出する必要があります。



上記期限までに登録申請書を提出することにつき、困難な事情がある場合には、その困難な事情を記載した登録申請書を令和5年9月30日までに所轄税務署長に提出すれば、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされます。

(4) 免税事業者が登録申請をするには

免税事業者は登録申請ができないため、「課税事業者選択届出書」を提出して、課税事業者となった上で登録申請をする必要があります。

【原則】

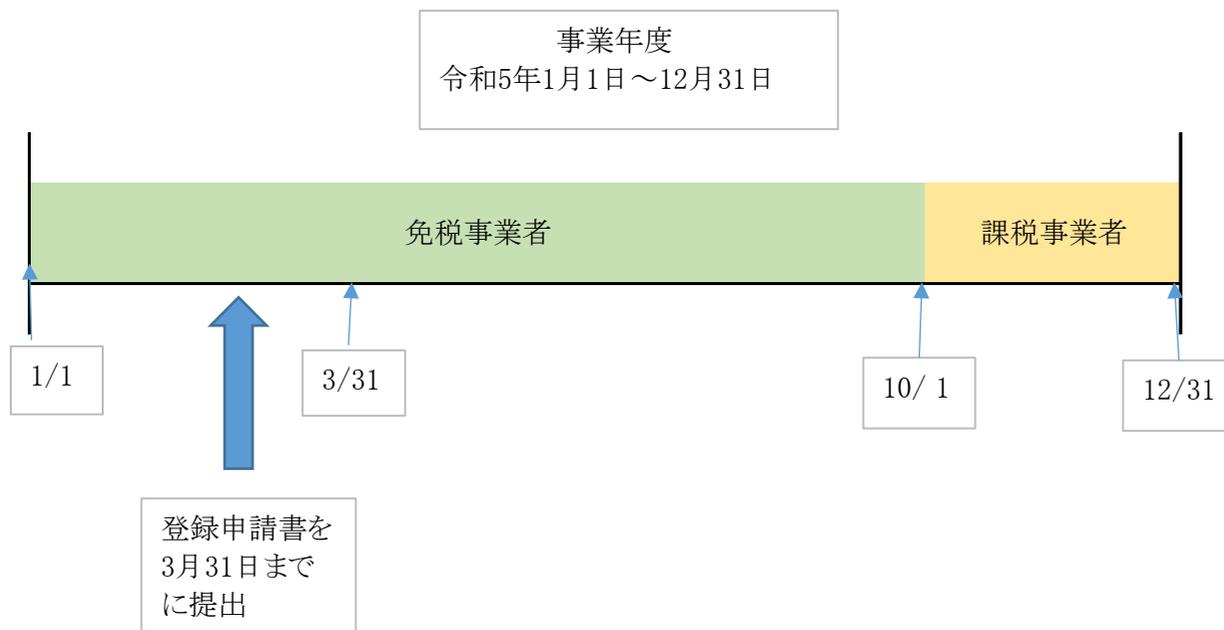
「課税事業者選択届出書」の提出期限
⇒ その課税期間開始の日の前日まで

【特例】

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合
⇒ 課税事業者選択届出書の提出は不要

つまり、免税事業者が、令和5年10月1日から登録事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出すれば、課税事業者選択届出書を提出することなく、登録日である令和5年10月1日以降の期間について、課税事業者となります。

【個人事業主の場合】



また、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることになった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

なお、令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることになりますので、10月1日より前の取引について、申告に含める必要はありません。

5. 簡易課税制度とは

(1) 簡易課税制度の概要

$$\boxed{\text{納付すべき消費税額}} = \boxed{\text{課税売上に係る消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入に係る消費税額}}$$

① 一般課税(原則)

売上にかけた消費税額から、**実際に仕入・経費にかかった消費税額**をさし引いて納付額を計算する方法

② 簡易課税制度

売上にかけた消費税額から、**仕入・経費にかかったとみなした消費税額**を差し引いて納付額を計算する方法

$$\boxed{\text{消費税額}} = \boxed{\text{課税売上に係る消費税額}} - \boxed{\text{課税売上に係る消費税額}} \times \boxed{\text{みなし仕入率※}}$$

※みなし仕入率

事業区分	該当する事業	仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業	80%
第三種事業	農業、林業、漁業、建設業、製造業他	70%
第四種事業	その他(飲食業他)	60%
第五種事業	金融業、保険業、運輸通信業、サービス業	50%
第六種事業	不動産業	40%

【具体的な計算方法】

サービス業の場合

売上高10万円(税抜)の場合

$$1\text{万円}(10\text{万円} \times 10\%) - 1\text{万円} \times 50\%(\text{みなし仕入率}) = 5\text{千円} \dots \text{納付額}$$

【適用するための要件】

その課税期間の**基準期間**における課税売上高が**5,000万円以下**であること

「消費税簡易課税制度選択届出書」を課税期間の開始前までに所轄税務署長に提出していること

【簡易課税制度を適用することのメリット】

○売上高から消費税の納付額を計算するため、実際の仕入にかかる消費税額は納付額に影響せず、仕入先が適格請求書発行事業者でなくても影響がない。

○仕入、経費にかかる消費税額を集計する必要がなく、事務処理が容易

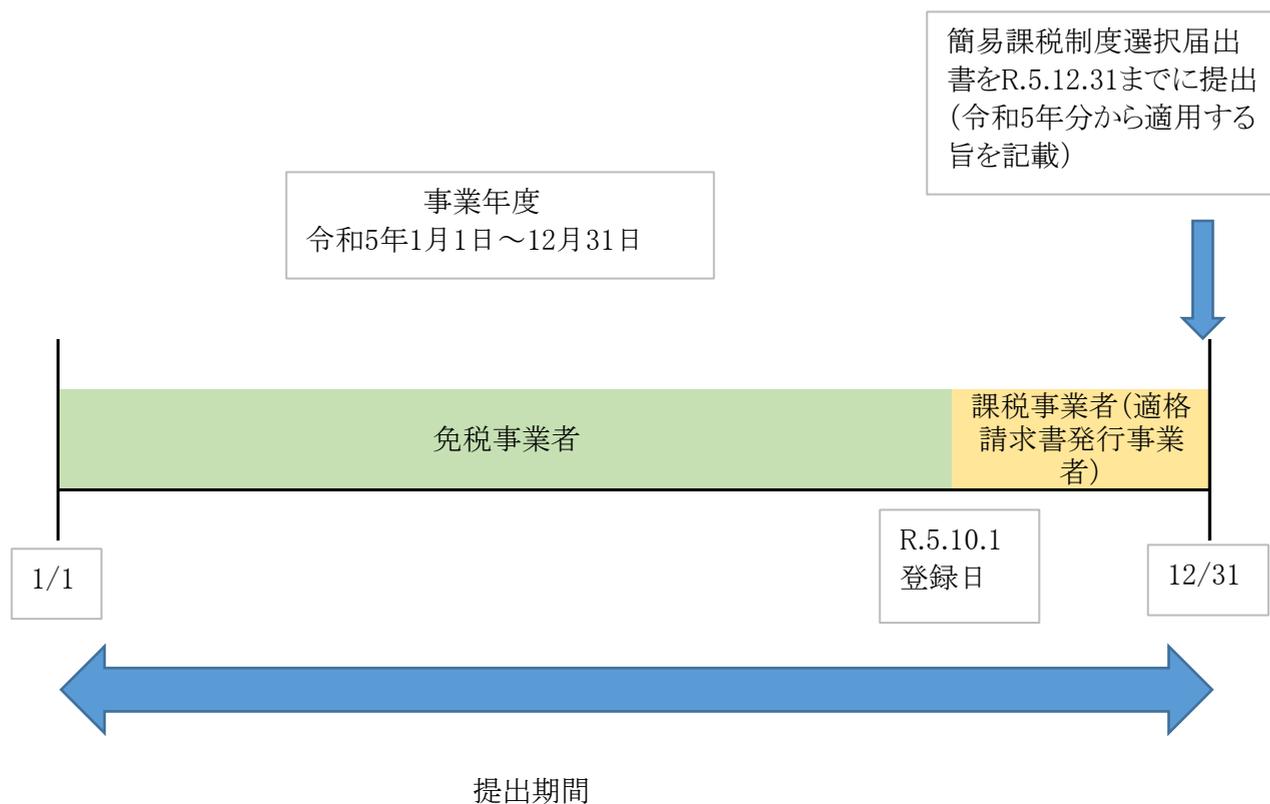
(2) 免税事業者が簡易課税制度を適用するための手続き

【原則】

適用を受けようとする課税期間の開始前までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

【令和5年10月1日から課税事業者となる経過措置の適用を受けた場合】

簡易課税制度選択届出書は、その課税期間の末日までに提出すればよい、とされています。



⇒令和5年分の申告から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

【検討して選択すべきこと】

課税事業者の場合 ⇒ 適格請求書発行事業者になるか否か

免税事業者の場合 ⇒ ○適格請求書発行事業者になるか否か
○なることを選択した場合は、簡易課税制度を選択するか否か

(参考)

登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合の
各届出書の提出期限

例) 個人事業主が、令和6年1月1日から適格請求書発行事業者となる場合

- 登録申請書 ⇒ 令和5年11月30日まで
- 課税事業者選択届出書 ⇒ 令和5年12月31日まで
- 簡易課税制度選択届出書 ⇒ 令和5年12月31日まで

6. 適格請求書の記載事項

次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます。

①適格請求書発行事業者の氏名または名称
②登録番号
③取引年月日
④取引内容(軽減税率対象品目である場合にはその旨)
⑤税抜取引価額または税込取引価額を税率区分ごとに合計した金額
⑥⑤に対する消費税額等および適用税率
⑦請求書等受領者の氏名又は名称

記載例)

請求書			
社会保険労務士〇〇事務所 社会保険労務士 〇〇 〇〇 登録番号:T12345678...			
〇〇株式会社 殿			
顧問料	【1月分】		30,000円
給与計算	【1月分】		20,000円
合計			50,000円
消費税(10%)			5,000円
請求額			55,000円
源泉所得税			5,105円
差引請求額			49,895円

法人:
 T+法人番号
 個人事業主:
 T+数字(13桁)

- 様式に制約はなく、記載すべき事項を含めていれば、手書きの領収書でもかまいませんし、電話番号等で事業者が特定できる場合には、屋号や省略した名称を記載してもかまいません。
- ひとつの書類に全ての事項を記載する必要もありませんので、納品書や請求書など、複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、適格請求書として認められることになります。

【適格請求書発行事業者の氏名または名称と登録番号は、国税庁のホームページに公表されます。】

7. 適格請求書発行事業者の義務

(1) インボイスの交付義務

適格請求書発行事業者は、取引先から要求されたときは、インボイスを交付しなければなりません。

(2) 口座振替・口座振込の場合

契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要となります。

社労士報酬について、都度請求書を発行するのではなく、契約書に基づき口座振替で顧問料の支払が行われる場合には、どのような対応が必要になるのでしょうか。



適格請求書として必要な一定の事項は、一つの書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば良い、とされています。

従って、顧問契約書に課税仕入を行った年月日以外を記載し、その契約書とともに、顧問料の振替口座の通帳を保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすことになります。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称
- ② 登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容(軽減税率対象品目である場合にはその旨)
- ⑤ 税抜取引価額または税込取引価額を税率区分ごとに合計した金額
- ⑥ ⑤に対する消費税額等および適用税率
- ⑦ 請求書等受領者の氏名又は名称

①、②、④、⑤、⑥、⑦ は、顧問契約書に記載

③は、顧問料の振替口座の通帳を保存

(3)請求書の写しの保存義務

インボイス等を交付した適格請求書発行事業者は、交付した書類の写しの保存義務があります。

「交付した請求書の写し」とは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、その適格請求書の記載事項が確認できるものであれば良いので、請求書の記載事項にかかる一覧表や明細表等の保存があれば足够了。

写しの保存期間 ⇒ 交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間
(個人事業主の場合、令和5年10月に発行したものであれば、令和13年2月末まで)

(4)紛らわしい書類の交付は禁止

適格請求書発行事業者は、偽りの記載をしたインボイスを発行することはできません。

また、インボイスの登録をしていない免税事業者等は、登録番号はもちろんのことですが、税額を記載したインボイスに類似する書類を発行することはできません。

令和5年10月以降は、免税事業者が消費税相当額を記載した書類を発行した場合、インボイス類似書類の発行として罰則規定が適用される可能性がありますので、注意が必要です。

8. インボイスがない取引についての経過措置

インボイスがない課税取引は、原則として、仕入税額控除の対象とはなりません。
ただし、期間の経過に応じて一定の金額を仕入税額として控除することができる経過措置
があります。

～令和5年9月30日	全額控除できる。
令和5年10月1日～令和8年9月30日	「課税仕入等の税額×80%」を、控除することができる。
令和8年10月1日～令和11年9月30日	「課税仕入等の税額×50%」を、控除することができる。
令和11年10月1日～	全額控除できない

この場合には、法定事項が記載された帳簿および請求書等の保存が必要となります。

また、帳簿には、「80%控除対象」など、この経過措置の適用を受けたものである旨を、あわせて記載することとされています。

9. 適格請求書発行事業者の登録の取消とその効力

インボイスの登録を受けた適格請求書発行事業者は、

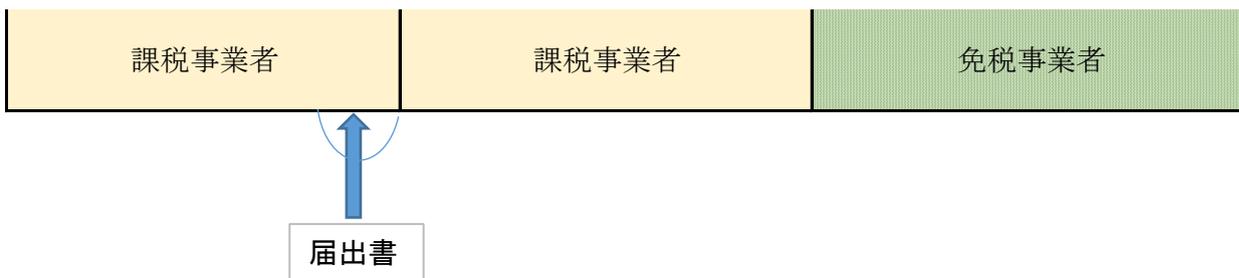
適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

を提出しない限り、課税事業者として申告義務が発生します。

提出期限	効力失効日
提出日の属する課税期間の末日の 30日前よりも前 に提出した場合	提出日の属する課税期間の 翌課税期間 の初日



提出日の属する課税期間の末日の 30日前以後 に提出した場合	提出日の属する課税期間の 翌々課税期間 の初日
---------------------------------------	--------------------------------



この場合において、「**課税事業者選択届出書**」を提出した事業者は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出した場合であっても、「**課税事業者選択不適用届出書**」を提出しない限り、免税事業者になることはできません。

また、「**課税事業者選択不適用届出書**」を提出した場合であっても、登録の効力が失効しない限り免税事業者になることはできません。